

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### ◇長銀・日債銀株の法人税法上の取扱い

Q: 当社は、昨年経営破綻した長銀の株式を持っています。この株式の取扱いについて教えてください。

A: 預金保険機構が長銀の株式を取得した時点で、株式の譲渡があったものとして譲渡損益を計上することになります。

#### 【解説】

昨年経営破綻した長銀や日債銀の株式を保有している法人も多いことと思います。

これらの株式は、株式取得決定公告があった時点、すなわち預金保険機構がこれらの株式を取得した時点で、株式の譲渡があったものとして、譲渡損益を計上することになります。

預金保険機構による長銀株、日債銀株の取得は、それぞれ昨年10月28日、12月17日付の官報で公告されています。

なお、譲渡損益を計上する際に必要となる譲渡対価額は、現在、預金保険機構における株価算定委員会が算定中ですが、事業年度末までに譲渡対価額が確定していない場合には、法人が譲渡対価額を適正に見積って譲渡損益を計算し、仮にその見積額が確定した譲渡対価額と異なれば、確定事業年度においてその差額を調整することになります。

ちなみに、個人の場合には、株式取得決定の公告時の課税対象とはせず、譲渡対価確定時の年分の課税対象となりますので、平成10年分の所得税の確定申告の対象にはなりません。

